平成２３年（フ）第３９９号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目29番５号
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０１号
北九州市八幡西区萩原２丁目３番２―304号
債務者　亀嵜美智子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０３号
福岡県中間市土手ノ内２丁目２番２号
債務者　服部　隆之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０４号
北九州市八幡西区本城１丁目８番９号　206
債務者　服部　尚美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２２号
北九州市戸畑区天神１丁目６番30号
債務者　鮫島　　智
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５５号
福岡県中間市星ヶ丘２番204号
債務者　丁田　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市上谷町23番20号
債務者　児玉　捷郎
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県垂水市中俣149番地１
債務者　林　ちどり（旧姓長浜）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
青森県黒石市八甲90番地８
債務者　中村　政光
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９９号
青森県黒石市八甲90番地８
債務者　中村美津代
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０２号
青森県弘前市大字藤代１丁目３番地４
債務者　佐藤　貴志
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７７２号
名古屋市守山区笹ヶ根１丁目1217番地　サニースクエアユウキ203号
債務者　榊原　明世
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６号
福島県いわき市平下荒川字久世原38番地の６サンシティ久世原202
債務者　鹿島　智之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９９号
福島県いわき市泉町黒須野字早稲田80番地の101
債務者　赤間眞由美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０６号
福島県いわき市小名浜林城字辻前６番地の２市営住宅201
債務者　佐藤　友計
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０７号
福島県いわき市小名浜林城字辻前６番地の２市営住宅201
債務者　佐藤真里子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１１号
福島県いわき市平中神谷字細田50番地　市営住宅１
債務者　須藤　武夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１３７０号
名古屋市緑区黒沢台４丁目1006番地　コーポ黒沢台１棟103号
債務者　松本　一正（旧姓手島・野口）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部